

横浜市鴨居中学校PTA規約（規約の改定は太字で示す）

第1章 名 称

第1条 本会は、鴨居中学校PTA（保護者と教職員の会）と称し、事務局を学校内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は、下記の諸項を目的とする。

1. 家庭と学校の助成を本旨とする民主団体として活動する。
2. 会員相互の研修を行う。
3. 学校の教育環境の整備に努める。

第3章 方 鈎

第3条 本会は、教育の助成を本旨とする民主団体として活動する。

第4条 本会は、その名において、いかなる政党、営利的企業の指示も、いかなる職務の候補者推薦にも関係をもたない。

第5条 本会は、学校の教育活動を助けるために、意見を具申し、参考資料を提供する。ただし、学校の管理、人事には干渉しない。

第4章 会 員

第6条 会員は、鴨居中学校の生徒の保護者（または代人）、教職員で構成し、加入は任意とする。

第5章 会 計

第7条 本会の経費は、会費とその他の収入、および寄付金等をもってて、総会に際して決議された予算に基づいて行われる。

第8条 会費は、一世帯年額2,800円とする。

第9条 本会の決算は、会計監査を得て総会に報告され、承認を受ける。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員並びに会計監査の選出

第11条 本会の役員は、会員中より選出し、その任期は1年とする。但し、再選は妨げない。
会長 1名（保護者 1）、副会長 2名以上（保護者 2 以上）書記 3名（保護者
2・教員 1）、会計 3名（保護者 2・教員 1）

第12条 役員に欠員を生じた場合は、実行委員会より補充する。但し、その任期は、前任者の残存期間とする。

第13条 役員並びに会計監査の選出及び就任は、次の通りとする。

1. 役員並びに会計監査の候補者は、実行委員会上り指名される。
2. 役員並びに会計監査候補者の指名は、その発表前に被指名者の同意を得るものとする。
3. 役員並びに会計監査候補者名は、総会1週間前までに、あらかじめ全会員に通告し、事前承認の手続きを取り、承認を得る。

第7章 役員の任務

第14条 役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長 本会を代表し、会務を統括し、総会並びに実行委員会の運営を司る。
2. 副会長 会長を補佐し、会長事故ある時は、代理をつとめる。

3. 書記 総会並びに実行委員会の議事を記録し、会合の通知を発送する。
4. 会計 会計事務を正確に処理し、総会において決算報告をする。

第 8 章 顧問

第 15 条 本会に顧問を置くことができる。実行委員会の推薦より会長が委嘱し、必要あるときは会長の要請により、会合に出席できる。

第 9 章 総会

第 16 条 1. 総会は、定期総会と臨時総会があり、年1回以上開かれることを原則とする。
2. 総会は、会員の1/5以上の出席（委任状も含む）をもって成立し、議事は出席者の過半数で決定する。
3. 臨時総会は、実行委員会が必要と認めた場合、または会員の1/5以上の同意をもって要求のあった場合に、会長が招集する。

第 10 章 役員会

第 17 条 役員会は、本会の役員及び校長をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

第 11 章 実行委員会

第 18 条 実行委員会は、本会の役員、各委員会の委員長、副委員長及び校長、副校长によって構成される。

第 19 条 実行委員会の主任務は、次の通りとする。

1. 事業計画の審議、及び総会に提出する報告書の作成
2. 会員及び各委員会から提出された事項を審議し、決定する。

第 12 章 委員会

第 20 条 1. 委員会は、「学年学級委員会」「保健委員会」「広報委員会」「校外指導委員会」とする。
2. 必要に応じて、特別委員会を設置することができる。

第 13 章 会計監査

第 21 条 1. 会計監査は2名とし、会計を監査し、その結果を総会において報告する。

第 14 章 規約改正

1. 本会の規約は、総会の決議を経て改正することができる。

第 15 章 個人情報の取り扱い

第 22 条 本会の個人情報の取得は別紙「横浜市立鴨居中学校PTA個人情報保護規程」に準ずる。

《付則》

1. 本会の運営に関する必要な細則は、役員会において制定し、実行委員会へ報告し、承認を得るものとする。
2. 本規約は、昭和55年4月1日より施行する。

・ 昭和 61 年 3 月 1 日 改正
・ 昭和 63 年 3 月 5 日 改正
・ 平成 元年 3 月 4 日 改正
・ 平成 4 年 4 月 25 日 改正
・ 平成 7 年 5 月 8 日 改正
・ 平成 22 年 4 月 30 日 改正
・ 平成 25 年 4 月 20 日 改正
・ 令和 4 年 4 月 28 日 改正
・ 令和 5 年 5 月 13 日 改正

《特別会計細則》

3. 特別会計に関する細則を以下の通り定め、平成19年4月1日より施行する。

- 第1条 財源には鳴居中学校PTA活動における資源回収奨励金収入およびバザー等の収益を充てるものとする。
- 第2条 特別会計経費は原則として生徒に還元される用途に使われるものとし、その執行は役員会及び実行委員会で審議して決定する。
- 第3条 決算は会計監査を経て総会に報告し、承認されなければならない。
- 第4条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第5条 本細則は平成18年7月1日より施行する。

・ 平成 25 年 5 月 10 日 改正

《特別会計細則補足》

特別会計の執行は以下の運用方法に基づいて実施する。

- (1) 以下を特別会計の用途とする。
 - ・生徒が学校内で使用し、かつ、必要とする備品、施設等の購入、施設費について、通常の学校予算で充当が困難あるいは不足するもの。
 - ・学校のやむを得ない事情で生徒が校外施設を利用する場合の使用料の一部援助。
 - ・下記(3)項に示す部活動援助
- (2) 予算執行にあたっては、一部の部活動に偏らないように配慮。
- (3) 部活動への援助については、遠征費、コーチ謝礼、学校予算で充当が困難あるいは不足する備品の購入費を対象とする。遠征費援助は県大会クラス以上への出場を目途とする。
- (4) 部活動への補助は、顧問より提出される目的、金額、用途を記した申請書をもってこれを審議する。
- (5) 役員会は、年度当初に予算が困難な遠征費等への補助に対応できるよう適正額の余剰金を保有するよう努める。
- (6) 会長が緊急を要するものと判断し、かつ(1)(2)(3)を満たす内容については、その補助を役員会で決定し、執行することが出来る。この場合、実行委員会に事後報告をしなければならない。
- (7) 特別会計は周年記念積立金としても活用する。

・ 平成 30 年 5 月 2 日 改正

《実行委員会細則》

第 1 条 実行委員会より指名された役員、会計監査は会員の過半数以上の同意で認められる。

第 2 条 本細則は平成15年11月6日より施行する。

・ 平成 30 年 5 月 2 日 改正
・ 令和 4 年 4 月 28 日 改正
・ 令和 5 年 5 月 13 日 改正

《慶弔細則》

第 1 条 本会の会員に関わる慶弔事に際し、本会が表す慶弔意は（表1）のとおりとする。

(表1)

	保護者		教職員	
	本人	本校在校生徒	本人	配偶者、子、父母同居の養父母
弔慰金	五千円と花輪1基	一万円と花輪一基	一万円と花輪一基	五千円と花輪1基
結婚祝金			五千円	
出産祝金			本人及び配偶者 五千円	
転退職餞別			在職期間 3年未満 三千円 3年以上 五千円	

第 2 条 前条(表1)を適用しがたい場合

1. 病気見舞(入退期間の長短、見舞いの軽重)
2. 火災、風水害見舞(災害の程度、見舞いの軽重)
3. 会員が国及び地方公共団体から表彰された場合の慶意(慶意の程度)
4. その他は、その都度、役員会で決定する。

第 3 条 本会に定めるほかは、PTAとしての慶弔金の贈呈をしない。

第 4 条 本細則による慶弔意に対しては返礼しないこととする。

第 5 条 本細則は昭和53年7月11日より施行する。

平成30年5月2日改正